

随意契約の結果

【令和5年4月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
東北まちづくり支援事務所借上げ 宿舍賃貸借契約（トーカーマン ジョン北上川902）	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 諸隈 慎一 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	個人	000000000000	1,840,000円	1,840,000円	100.0%	当契約は、遠隔地である東北まちづくり支援事務所に勤務する職員の借上宿舍の賃貸借契約である。同事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				契約相手方
(仮称) 城東都市再生事務所分館 に係る定期建物賃貸借契約	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月14日	田原香油（株） 東京都新宿区中落合1-1 7-8	4010601013387	111,265,000円	111,265,000円	100.0%	本契約は、都市再生部門の業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。現事務所については立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し賃貸借契約を締結したところであるが、業務の進捗に伴い新たな業務スペースの確保が必要となった。そのため、近隣地区において立地、規模等を考慮し、最適であると判断された物件で、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき賃貸借契約を締結したものである。	-				
令和5年度（仮称）愛宕山周辺地区（F・G地区）市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	(公財) 東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センター 東京都多摩市落合1-14 -2	5011105008914	63,910,000円	63,910,000円	100.0%	本業務は、愛宕山一丁目7他において、文化財保護法に基づき埋蔵文化財の発掘調査を行うものである。本業務を実施するにあたっては、法令（文化財保護法第94条第3項、文化財保護法施行令第5条）に基づく都道府県教育委員会との協議を行うことにより、契約相手を定めることとなっており、東京都教育委員会との協議の結果、当該法人を契約相手方とすることとなった。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
都心部におけるイノベーション創出に向けた中小企業の活用検討及び実践等に関する業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月19日	サステナブルフードアジア・リバネス事業共同体 東京都渋谷区西原3-11 -8	0000000000000	22,656,700円	21,991,200円	97.1%	本業務は、UR新虎通りまちづくり事務所1階を先進的技術や先進的な事業等を発信するまちなかのショーケースとして活用し、新たなアイデアやビジネス創出につながる使い方や運営等の取組について仮説・検証することを目的とする。実施に当たっては手続きにより契約相手先の選定を行った。当該業務への精通、業務の専門性、企画力等が必要ことから企画提案競技方式によることとした。当該者からの提案内容を審査した結果、有効な提案と認められたため、随意契約を行ったものである。	-				